

○下関市下水道条例（一部抜粋）

（排水設備の接続方法等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により汚水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによること。
- (3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水管の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除させる汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位 人）	排水管の内径（単位 mm）
150未満	100以上
150以上300未満	125以上
300以上500未満	150以上
500以上	200以上

（排水設備の計画の確認）

第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の定めるところにより、必要な書類を添付した申請書を提出して、確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書又はこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について、書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備の工事の検査)

第6条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事完了後5日以内に管理者にその旨を届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査に合格したときは、管理者は、当該排水設備の新設等を行った者に対し検査済証を交付する。
- 3 管理者は、必要があると認めるときは、築造者、当該工事を施工する工事業者その他関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に排水設備を築造する場所に立ち入らせ、必要な物件を検査させることができる。

(排水設備の工事の施工)

第7条 排水設備の新設等の工事は、管理者が指定した工事業者（以下「指定工事店」という。）でなければ施工してはならない。

- 2 指定工事店が前項の工事を施工するときは、管理者が排水設備の工事に関し技能を有すると認めた者（以下「責任技術者」という。）に監理させなければならない。